

改正

平成31年4月1日規則第18号

令和元年12月6日規則第82号

令和3年4月1日規則第23号

令和4年9月26日規則第103号

令和5年4月1日規則第31号

令和6年4月1日規則第26号

令和7年4月1日規則第20号

**令和7年11月1日規則第47号**

岩国市建築基準法施行細則

岩国市建築基準法施行細則（平成18年規則第190号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第1条** この規則は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）の施行に関し、法、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）及び山口県建築基準条例（昭和47年山口県条例第42号。以下「県条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（確認申請書等の添付資料）

**第2条** 省令第1条の3第1項の表2の危険物の数量表及び工場・事業調書は、工場及び危険物調書（様式第1号）によるものとする。

2 省令第1条の3第7項の規定により申請書に添えるべき図書は、建築物の敷地の地盤面と前面道路及び隣地の地盤面との高低差を明示した断面図とする。ただし、建築物の用途を変更する場合は、この限りでない。

3 前2項の規定は、法第18条第2項又は第4項の規定による通知について準用する。

（申請の取下げ届）

**第3条** 法、政令、省令、県条例及びこの規則の規定による確認、検査、許可、認可又は認定（以下「確認等」という。）の申請をした者が、市長又は建築主事若しくは建築副主事（以下「建築主事等」という。）が確認等をする前に当該申請を取り下げようとするときは、申請取下げ届（様式第3号）により市長又は建築主事等に届け出なければならない。

2 前項の規定は、法第18条第2項（法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知又は法第18条第38項第1号若しくは第2号の規定による認定を申請した者について準用する。

（建築主の変更等）

**第4条** 確認等を受けた建築物、建築設備又は工作物（次条及び第6条において「建築物等」という。）の建築主、設置者又は築造主（以下「建築主等」という。）を工事完了前に変更しようとする者は、建築主等変更届（様式第4号）に当該確認済証、許可通知書又は認定通知書（以下「確認済証等」という。）の写しを添えて、完了検査申請書を提出

する前に市長又は建築主事等に届け出なければならない。

- 2 建築主は、工事監理者を選任し、又は変更しようとするときは、工事監理者選定（変更）届（様式第5号）に当該確認済証の写しを添えて、建築主事等に届け出なければならない。
- 3 建築主等は、工事施工者を選任し、又は変更しようとするときは、工事施工者選定（変更）届（様式第6号）に当該確認済証の写しを添えて、建築主事等に届け出なければならない。
- 4 建築主は、工事完了前に建築物の敷地の部分に変更が生じたときは、敷地地名地番変更届（様式第7号）に当該確認済証等の写しを添えて、建築主事等に届け出なければならない。
- 5 第2項及び第3項の規定は、法第18条第2項（法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知をした者について準用する。

（指定確認検査機関の建築主等の変更等の報告）

**第5条** 法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関は、法第6条の2第1項（法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認を受けた建築物等又は法第18条第4項（法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知がされた建築物等の建築主等、工事監理者又は工事施工者の選任又は変更の届出を受けたときは、速やかに市長に報告しなければならない。

- 2 前項の指定確認検査機関が法第7条の2第3項又は第7条の4第2項に規定する検査の引受けを建築主事等に通知した後に、申請者から当該申請の取下げが行われた場合は、速やかに建築主事等に報告しなければならない。

（工事の取りやめ届）

**第6条** 建築主等は、確認等を受けた建築物等の工事の全部若しくは一部又は用途変更を取りやめたときは、工事取りやめ届（様式第8号）に確認済証等の写しを添えて、その旨を市長に届け出なければならない。

（建築物の建築に関する確認の特例）

**第7条** 政令第10条第3号ハ又は第4号ハの規則で定める規定は、県条例第5条の規定とする。

（維持保全に関する準則の作成等を要する建築物の指定）

**第7条の2** 法第8条第2項第2号の規定により指定する建築物は、事務所その他これに類する用途に供するもので、階数が5以上であり、かつ、当該用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるものとする。

（標識による公告）

**第8条** 法第9条第13項の標識は、様式第9号によるものとする。

（定期報告を要する特定建築物の指定）

**第9条** 法第12条第1項の規定により指定する特定建築物は、次に掲げる建築物とする。

- (1) 百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物で、避難階段以外の階を当該用途に供しないものであり、かつ、当該用途に供する部分の床面積の

合計が 3,000 平方メートルを超えるもの

- (2) 事務所その他これに類する用途に供する建築物で、階数が 5 以上であり、かつ、当該用途に供する部分の床面積の合計が 1,500 平方メートルを超えるもの  
(建築物の定期報告)

**第 10 条** 省令第 5 条第 1 項の規定により定める報告の時期は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に掲げる時期とする。

- (1) 定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物等を定める件（平成 28 年国土交通省告示第 240 号。次号において「告示」という。）第 1 第 1 号、第 2 号、第 4 号及び第 5 号に掲げる建築物（避難階以外の階を法別表第 1 (い) 欄(1)項から(4)項までに掲げる用途（次号において単に「用途」という。）に供しないものを除く。）並びに前条第 2 号に掲げる建築物で、次号に掲げる建築物に該当するもの以外のもの 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで及び平成 31 年から起算して 3 年ごとの年の 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日（同日前に前回の報告の日から起算して 3 年を経過する日がある場合には、当該経過する日の属する月の末日）までの間
- (2) 告示第 1 第 3 号及び第 6 号に掲げる建築物（避難階以外の階を用途に供しないものを除く。）並びに前条第 1 号に掲げる建築物 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの期間に報告した日を始期として 3 年ごとの年の 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日（同日前に前回の報告の日から起算して 3 年を経過する日がある場合には、当該経過する日の属する月の末日）までの間
- 2 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成 20 年国土交通省告示第 282 号）第 2 の規定により定める同告示第 1 第 1 項第 1 号に規定する建築物の法第 12 条第 1 項に規定する調査の項目、方法及び結果の判定基準（以下「調査項目等」という。）に付加する調査項目等は、次の表に定めるとおりとする。

調査項目		調査方法	判定基準
建 築 物 の 内 部	防火設備（防火扉、防火シャッターその他のこれらに類するものに限る。）	常時閉鎖した状態にある防火扉（各階の主要なものに限る。以下「常閉防火扉」という。）の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	目視又はこれに類する方法（以下「目視等」という。）により確認する。
	常閉防火扉の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
	常閉防火扉の本体、枠及び金物の劣化	目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食により遮炎性

		及び損傷の状況		能又は遮煙性能に支障があること。
		常閉防火扉の固定の状況	目視等により確認する。	常閉防火扉が開放状態に固定されていること。
		人の通行の用に供する部分に設ける常閉防火扉の作動の状況	扉の閉鎖時間をトップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じてプッシュブルゲージ等により閉鎖力を測定する。ただし、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することをもって足りる。	防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件（昭和48年建設省告示第2563号）第1第1号の規定に適合しないこと。
避難施設等	居室の換気	換気設備の作動の状況	各階の主要な換気設備の作動を確認する。	換気設備が作動しないこと。
		換気の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。	換気の妨げとなる物品が放置されていること。
避難施設等	階段	特別避難階段	階段室又は付室の排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。
	排煙設備等	防煙壁	可動式防煙壁の作動の状況	各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。
		排煙設備	排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。
その他の設備等	非常用エレベーター	昇降路又は乗降口（政令第129条の13の3第3項に規定する乗降口）	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。	排煙設備が作動しないこと。

	一 煙設備の作動の状況		
非常用の照明装置	非常用の照明装置の作動の状況	各階の主要な非常用の照明装置の作動を確認する。	非常用の照明装置が作動しないこと。
	照明の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。	照明の妨げとなる物品が放置されていること。

3 省令第5条第3項本文の報告書は、報告の日前3か月以内に調査して作成したものでなければならない。

4 省令第5条第4項の規則で定める書類は、付近見取図とする。

(定期報告を要する特定建築設備等の指定)

**第11条** 法第12条第3項の規定により指定する特定建築設備等は、第9条各号に掲げる建築物に設ける防火設備のうち、次に揚げるものとする。

(1) 常時閉鎖又は作動した状態にある防火設備（防火扉のうち、各階の主要なものに限る。）

(2) 隨時閉鎖又は作動ができる防火設備（防火ダンパーを除く。）

(建築設備等の定期報告)

**第12条** 省令第6条第1項の規定により定める報告の時期は、毎年4月1日から翌年3月31日（同日前に前回の報告の日から起算して1年を経過する日がある場合には、当該経過する日の属する月の末日）までの間とする。

2 省令第6条第3項本文の報告書は、報告の日前3か月以内に検査して作成したものでなければならない。

3 省令第6条第4項の規則で定める書類は、付近見取図及び建築設備等の位置を示す平面図（いずれも最初に報告する場合に限る。）とする。

(工作物の定期報告)

**第13条** 省令第6条の2の2第1項の規定により定める報告の時期は、毎年4月1日から翌年3月31日（同日前に前回の報告の日から起算して1年を経過する日がある場合には、当該経過する日の属する月の末日）までの間とする。

2 省令第6条の2の2第3項本文の報告書は、報告の日前3か月以内に検査して作成したものでなければならない。

3 省令第6条の2の2第4項の規則で定める書類は、付近見取図及び配置図（いずれも最初に報告する場合に限る。）とする。

(定期報告に関する書類の保存期間)

**第14条** 省令第6条の3第5項第2号の規定により定める期間は、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 省令第6条の3第2項第7号の書類 当該書類の提出を受けた日から3年

(2) 省令第6条の3第2項第8号及び第9号の書類 当該書類の提出を受けた日から1年

(し尿浄化槽の設置)

**第 15 条** 法第 31 条第 2 項の規定によりし尿浄化槽を設ける場合における省令第 1 条の 3

第 1 項の確認の申請書には、し尿浄化槽調書（様式第 10 号）を添えなければならない。

- 2 政令第 32 条第 1 項第 1 号の表の衛生上特に支障があると認めて規則で指定する区域は、岩国市の全域とする。

(道路の位置の指定の申請)

**第 16 条** 省令第 9 条の申請書は、道路位置指定申請書（様式第 11 号）によらなければならぬ。

- 2 省令第 9 条の承諾書は、道路位置指定等承諾書（様式第 12 号）によるものとし、承諾した者の印鑑登録証明書及び承諾した者が当該土地又は建築物若しくは工作物に関して権利を有することを証する書類を添えて提出しなければならない。
- 3 市長は、省令第 9 条の規定による申請者に対し、同条及び前 2 項に規定するものほか、必要と認める図書又は書面の提出を求めることができる。
- 4 市長は、第 1 項の規定による申請に基づき道路の位置を指定したときは、その旨を告示するとともに、道路位置指定通知書（様式第 12 号の 2）により申請をした者に通知するものとする。

(道路の位置の標示)

**第 17 条** 法第 42 条第 1 項第 5 号の規定により道路の位置の指定を受けようとする者は、耐久性のある側溝、縁石又は標示くい（様式第 13 号）により道路の境界を標示しなければならない。ただし、土地の状況により標示が困難な場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定による標示をしたときは、道路位置標示届（様式第 14 号）により、その旨を市長に届け出て、その検査を受けなければならない。
- 3 前項の検査を受けた標示は、移動させてはならない。

(私道の変更又は廃止の承認の申請)

**第 18 条** 法第 45 条第 1 項に規定する場合において、私道（法第 42 条第 1 項第 5 号に規定する道路を含む。以下同じ。）を変更し、又は廃止しようとする者は、次に掲げる書類を提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、市長が私道の変更又は廃止の承認の審査をする上で必要がないと認めた書類については、提出を省略することができる。

- (1) 私道（変更・廃止）承認申請書（様式第 15 号）
- (2) 附近見取図及び地籍図
- (3) 道路位置指定等承諾書（当該私道に接する土地又は工作物に関して権利を有する者の承諾書を含む。）
- (4) 承諾した者の印鑑登録証明書
- (5) 承諾した者が当該土地又は工作物に関して権利を有することを証する書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

**第 19 条** 市長は、前条の規定による申請に基づき私道の変更又は廃止を承認したときは、その旨を告示するとともに、私道（変更・廃止）承認通知書（様式第 16 号）により申請をした者に通知するものとする。

- 2 第 17 条の規定は、前項の規定による私道の変更の承認をした場合に準用する。

(道路とみなす道の指定)

**第 20 条** 法第 42 条第 2 項の規定により指定する道は、幅員が 4 メートル未満 1.8 メートル以上の道とする。

(道路等の指定、変更又は廃止の告示)

**第 21 条** 市長は、法第 42 条第 1 項第 4 号に規定する道路又は同条第 2 項に規定する道の指定、変更又は廃止をするときは、その旨を告示する。

(用途地域の指定のない区域内の建築物に係る容積率及び建蔽率)

**第 22 条** 法第 52 条第 1 項第 8 号及び法第 53 条第 1 項第 6 号の規定により定める数値は、別表第 1 のとおりとする。ただし、都市計画法第 12 条の 4 第 1 項第 1 号の地区計画に関する都市計画において建築物の容積率の最高限度及び建蔽率の最高限度を定めた場合にあっては、当該容積率の最高限度の数値とする。

(建蔽率に関する制限の緩和)

**第 23 条** 法第 53 条第 3 項第 2 号の規定により指定する敷地は、次に掲げる敷地とする。

- (1) 敷地境界線の全長の 3 分の 1 以上が 2 以上の道路（法第 42 条に規定する道路をいう。）に接する敷地
- (2) 公園、広場、河川その他これらに類する空地に接する敷地で前号に掲げる敷地に準ずるもの

(用途地域の指定のない区域内の建築物に係る道路斜線制限)

**第 24 条** 法別表第 3 (に) 欄の 5 の項の規定により定める数値は、1.25（建築物の建蔽率の最高限度が 10 分の 7 である区域にあっては、1.5）とする。

(用途地域の指定のない区域内の建築物に係る隣地斜線制限)

**第 25 条** 法第 56 条第 1 項第 2 号ニの規定により定める数値は、1.25 とする。

(道路斜線制限に係る建築物の後退距離の算定において除かれる建築物の部分)

**第 26 条** 政令第 130 条の 12 第 5 号の規則で定めた建築物の部分は、法第 44 条第 1 項第 4 号の規定による許可を受けた道路の上空に設けられる渡り廊下その他の通行又は運搬の用途に供する建築物の部分とする。

(道路面と敷地の地盤面に著しい高低差がある場合の特例)

**第 27 条** 政令第 135 条の 2 第 2 項の規定により規則で定める前面道路の位置は、建築物の敷地の地盤面の高さと前面道路の高さとの差が 3 メートルを超える場合においては、その差から 2 メートルを減じた高さだけ高い位置にあるものとみなす。

(垂直積雪量)

**第 28 条** 政令第 86 条第 3 項の規則で定める数値は、別表第 2 のとおりとする。

(許可申請書の添付書類)

**第 29 条** 省令第 10 条の 4 第 1 項の規則で定める図書又は書面は、次の表の左欄に掲げる許可の区分に応じ、同表の右欄に掲げる書類その他市長が必要と認める書類とする。

許可の区分	書類
法第 43 条第 2 項第 2 号、第 85 条第 3 項、第 6 項若しくは第 7 項又は第 87 条の 3 第 3 項、第 6 項若しくは第 7 項の規定による許可	1 付近見取図、配置図、各階平面図及び立面図 2 敷地の断面図及び写真 3 許可を必要とする理由書（法第 85 条第

	3 項若しくは第 6 項又は第 87 条の 3 第 3 項若しくは第 6 項の規定による許可の場合を除く。)
法第 44 条第 1 項第 2 号若しくは第 4 号又は第 47 条ただし書の規定による許可	<p>1 付近見取図、配置図、各階平面図、立面図及び断面図</p> <p>2 敷地の断面図及び写真</p> <p>3 許可を必要とする理由書</p>
法第 48 条第 1 項ただし書、第 2 項ただし書、第 3 項ただし書、第 4 項ただし書、第 5 項ただし書、第 6 項ただし書、第 7 項ただし書、第 8 項ただし書、第 9 項ただし書、第 10 項ただし書、第 11 項ただし書、第 12 項ただし書、第 13 項ただし書若しくは第 14 項ただし書（法第 87 条第 2 項又は第 3 項において準用する場合を含む。）又は第 51 条ただし書（法第 87 条第 2 項又は第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による許可	<p>1 付近見取図、配置図及び各階平面図</p> <p>2 敷地の断面図及び写真</p> <p>3 機械配置図（工場の場合に限る。）</p> <p>4 環境図</p> <p>5 許可を必要とする理由書</p>
法第 52 条第 10 項、第 11 項若しくは第 14 項、第 53 条第 4 項、第 5 項若しくは第 6 項第 3 号、第 53 条の 2 第 1 項第 3 号若しくは第 4 号（法第 57 条の 5 第 3 項において準用する場合を含む。）、第 55 条第 3 項若しくは第 4 項各号、第 56 条の 2 第 1 項ただし書、第 57 条の 4 第 1 項ただし書、第 58 条第 2 項、第 59 条第 1 項第 3 号若しくは第 4 項、第 59 条の 2 第 1 項、第 60 条の 2 第 1 項第 3 号、第 60 条の 2 の 2 第 1 項第 2 号若しくは第 3 項ただし書、第 60 条の 3 第 1 項第 3 号若しくは第 2 項ただし書、第 67 条第 3 項第 2 号、第 5 項第 2 号若しくは第 9 項第 2 号、第 68 条第 1 項第 2 号、第 2 項第 2 号若しくは第 3 項第 2 号、第 68 条の 3 第 4 項、第 68 条の 5 の 3 第 2 項又は第 68 条の 7 第 5 項の規定による許可	<p>1 付近見取図、配置図、各階平面図、立面図、断面図及び日影図</p> <p>2 敷地の断面図及び写真</p> <p>3 環境図</p> <p>4 許可を必要とする理由書</p>

2 省令第 10 条の 4 第 4 項の規則で定める図書又は書面は、次に掲げる書類とする。

(1) 付近見取図、配置図、平面図又は横断面図及び側面図又は縦断面図

- (2) 敷地の断面図及び写真
- (3) 機械配置図（工場の場合に限る。）
- (4) 環境図
- (5) 許可を必要とする理由書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(認定申請書の添付書類)

**第30条** 省令第10条の4の2第1項の規則で定める図書は、次に掲げる書類とする。

- (1) 付近見取図、配置図、各階平面図、立面図、断面図及び日影図（法第43条第2項第1号の規定による認定の場合にあっては、断面図及び日影図を除き、法第44条第1項第3号又は政令第137条の12第11項若しくは第12項の規定による認定の場合にあっては日影図を除く。）
- (2) 敷地の断面図及び写真
- (3) 環境図（法第43条第2項第1号又は政令第137条の12第11項若しくは第12項の規定による認定の場合を除く。）
- (4) 認定を必要とする理由書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 省令第10条の4の2第2項の承諾書は、土地通行承諾書（様式第16号の2）によらなければならない。

（建築協定の認可の申請）

**第31条** 法第70条第1項又は第76条の3第2項の認可を受けようとする者は、建築協定認可申請書（様式第17号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 建築協定書
- (2) 建築協定区域（法第70条第1項の建築協定区域をいう。以下同じ。）並びに当該建築協定区域内の地形及び地物を表示する図面
- (3) 建築協定書について土地の所有者等（法第69条の土地の所有者等をいう。以下同じ。）の全員の合意があったことを証する書類
- (4) 土地の所有者等に関する調書（様式第18号）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 法第74条第1項（法第76条の3第6項において準用する場合を含む。）の認可を受けようとする者は、建築協定変更認可申請書（様式第19号）に前項各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（建築協定への加入の届出）

**第32条** 法第75条の2第1項の意思を表示しようとする者は、建築協定加入届（様式第20号）に建築協定区域内の加入に係る土地の地形及び地物を表示する図面を添えて市長に提出しなければならない。

2 法第75条の2第2項の意思を表示しようとする者は、建築協定加入届に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 建築協定区域隣接地（法第70条第2項の建築協定区域隣接地をいう。）の区域内の加入に係る土地の地形及び地物を表示する図面
- (2) 建築協定に加わることについて土地の所有者等の全員の合意があったことを証する

## 書類

(3) 土地の所有者等に関する調書

(建築協定の廃止の認可の申請)

**第33条** 法第76条第1項（法第76条の3第6項において準用する場合を含む。）の認可を受けようとする者は、建築協定廃止認可申請書（様式第21号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 建築協定を廃止することについて土地の所有者等の過半数の合意があつたことを証する書類

(2) 土地の所有者等に関する調書

(建築協定の認可公告の通知)

**第34条** 市長は、建築協定の認可（建築協定の変更又は廃止の認可を含む。以下同じ。）の告示をしたときは、申請者に建築協定認可書を交付するものとする。

(縦覧)

**第35条** 法第71条（法第76条の3第4項において準用する場合を含む。）の縦覧期間は、公告の日から20日間とし、縦覧に係る必要な事項は、岩国市建築計画概要書閲覧規則（平成30年規則第11号）の例による。

(一定の複数建築物に対する制限の特例に係る認定申請等の添付書類)

**第36条** 省令第10条の16第1項第4号及び第3項第3号並びに第10条の21第1項第3号の規則で定める図書又は書面は、次に掲げる書類とする。

(1) 申請区域内の土地の地籍図及び求積図並びに登記事項証明書

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(建築物又はその敷地と道路との関係に関する認定の申請)

**第37条** 県条例第15条ただし書、県条例第16条ただし書、県条例第17条第4項（県条例第19条において準用する場合を含む。）、県条例第18条ただし書、県条例第20条第3号又は県条例第21条ただし書の規定による認定を受けようとする者は、建築物又はその敷地と道路との関係に関する認定申請書（様式第22号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 付近見取図、配置図、各階平面図及び立面図

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請に基づき認定をしたときは、建築物又はその敷地と道路との関係に関する認定通知書（様式第23号）により申請をした者に通知するものとする。

(全体計画の認定への準用)

**第38条** 第2条第1項及び第2項の規定は、省令第10条の23第1項及び第10条の24第1項の申請書について準用する。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年国土交通省令第10号。以下

「省令」という。)附則第2条第4項に規定する小荷物専用昇降機及び防火設備(以下「小荷物専用昇降機等」という。)(平成29年4月1日から同年5月31日までの間に同項に規定する検査済証の交付を受けたものを除く。)に関する第11条第1項の規定の適用については、平成28年6月1日から平成31年3月31日までの間においては同項中「毎年4月1日から翌年3月31日(同日前に前回の報告の日から起算して1年を経過する日がある場合には、当該経過する日の属する月の末日)」とあるのは「平成29年4月1日から平成32年3月31日」とし、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間においては同項中「毎年4月1日から翌年3月31日(同日前に前回の報告の日から起算して1年を経過する日がある場合には、当該経過する日の属する月の末日)」とあるのは「平成31年4月1日から平成32年3月31日」とする。

3 小荷物専用昇降機等(平成29年4月1日から同年5月31日までの間に省令附則第2条第4項に規定する検査済証の交付を受けたものに限る。)に関する第11条第1項の規定の適用については、平成29年4月1日から同年5月31日までの間においては、同項中「毎年4月1日から翌年3月31日(同日前に前回の報告の日から起算して1年を経過する日がある場合には、当該経過する日の属する月の末日)」とあるのは、「平成31年4月1日から同年5月31日」とする。

附 則(平成31年4月1日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年12月6日規則第82号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年4月1日規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第16条第2項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第17条第1項及び第18条の改正規定並びに様式第3号から様式第8号まで、様式第11号及び様式第12号、様式第14号から様式第16号まで、様式第17号並びに様式第19号から様式第22号までの改正規定は、令和3年7月1日から施行する。

附 則(令和4年9月26日規則第103号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年4月1日規則第31号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年4月1日規則第26号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岩国市建築基準法施行細則(以下「改正前の規則」という。)第3条及び第4条の規定によりされた届出は、この規則による改正後の岩国市建築基準法施行細則第3条及び第4条の規定によりされた届出とみなす。

3 この規則の施行の際、改正前の規則による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(令和7年4月1日規則第20号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 10 条及び第 11 条の改正規定は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の岩国市建築基準法施行細則による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和 7 年 11 月 1 日規則第 47 号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第 1（第 22 条関係）

都市計画区域	区域	容積率の数値	建蔽率の数値
岩国都市計画区域	全域	10 分の 10	10 分の 6
岩国南都市計画区域	由宇町北一丁目、由宇町北二丁目、由宇町北三丁目、由宇町北四丁目、由宇町北五丁目、由宇町北六丁目、由宇町北七丁目、由宇町千鳥ヶ丘一丁目、由宇町千鳥ヶ丘二丁目、由宇町千鳥ヶ丘三丁目、由宇町中央一丁目、由宇町中央二丁目、由宇町西一丁目、由宇町西二丁目、由宇町西三丁目、由宇町港一丁目、由宇町港二丁目、由宇町港三丁目、由宇町南一丁目、由宇町南二丁目、由宇町南三丁目、由宇町南四丁目、由宇町南五丁目、由宇町南沖一丁目、由宇町南沖二丁目、由宇町南沖三丁目、由宇町南沖四丁目、由宇町由宇崎、由宇町、由宇町神東及び周東町祖生の区域	10 分の 20	10 分の 7
	その他の区域	10 分の 10	10 分の 6

別表第2（第28条関係）

区域	標高による区分	垂直積雪量 (単位 cm)
錦町宇佐、錦町宇佐郷及び錦町大原の区域	900m以上	210
	600m以上	190
	900m未満	
	300m以上	170
	600m未満	
錦町大野、錦町須川及び錦町深川の区域	300m未満	110
	900m以上	150
	600m以上	130
	900m未満	
	300m以上	110
本郷町宇塚、本郷町西黒沢、本郷町波野、本郷町本郷及び本郷町本谷の区域	600m以上	130
	300m以上	110
	600m未満	
	300m未満	70
錦町中ノ瀬、錦町野谷、錦町広瀬及び錦町府谷の区域	900m以上	120
	600m以上	100
	900m未満	
	300m以上	80
	600m未満	
美和町阿賀、美和町秋掛、美和町生見、美和町大根川、美和町釜ヶ原、美和町上駄床、美和町岸根、美和町北中山、美和町黒沢、美和町佐坂、美和町渋前、美和町下畠、美和町瀬戸ノ内、美和町田ノ口、美和町中垣内、美和町長谷、美和町滑、美和町西畠、美和町日宛及び美和町百合谷の区域	300m未満	60
	600m以上	100
	300m以上	80
	600m未満	
美川町小川、美川町四馬神、美川町添谷、美川町南桑及び美川町根笠の区域	300m未満	50
	300m以上	60
	300m未満	40
柱島及び甲島の区域		20
その他の区域	600m以上	70
	300m以上	50
	600m未満	
	300m未満	30